

熊本市と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業に関する事務の  
委託に関する規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、熊本市と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業に関する事務の委託に関する規約の一部を別紙のとおり変更する。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

熊本市と菊池市との間における国営造成施設管理体制整備促進事業に関する事務の委託に関する規約の一部を変更するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 別紙

熊本市と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

熊本市と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業に関する事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

熊本市と菊池市との水利施設管理強化事業に関する事務の委託に関する規約

第1条を次のように改める。

(委託事務の範囲)

第1条 熊本市は、水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官通知）に基づき実施する水利施設管理強化事業（菊池台地用土地改良区が管理する国営造成施設に係るものに限る。）の施行に関する事務（当該事業に係る国庫補助金及び県費補助金の申請及び受入れに関する事務を含む。以下「委託事務」という。）を菊池市に委託する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。